



谷 本 雅 之

『日本における在来的経済発展と織物業』

—市場形成と家族経済—

名古屋大学出版会 1998.2 vi+6+478 ページ

幕末から明治前期にかけての在来織物業について精神的に業績を積み重ねてこられた谷本雅之氏が、これまでの研究に、明治後期から大正期にかけての新たな研究を追加して本書を上梓された。この集大成に際して、氏は、①農村在来織物業の発展を担う商人の役割に注目し、②農村生産者が農家副業として製織に従事していたこと、そして③農村織物業の発展に問屋契約が制度的な要となったことを軸として、枠組みを設定している。このような日本経済史の本格的な研究について開発経済学で口を糊する門外漢が書評を試みることは、それも専門家(宮本又郎『市場史研究』)による丁寧な書評が既になされていることを思えば、無謀との誹りは免れないであろう。とすれば、自分の土俵に引き寄せたうえで発言することが、評者が頼れる唯一の途と思える。

1. 書評にあたっての問題意識

書評に問題意識という大仰な項目を設けたのは、開発経済学という、ある意味ではバイヤスののかかった観点からの書評であることへの、評者の言い訳と受け取っていただきたい。本書について評者が先ず注目するキーワードは、タイトルにある「在来的」とサブ・タイトルの「市場形成」である。これは次のふたつの点で、開発経済学の問題意識と重なってくる。

「経済発展とは市場の形成過程」という開発経済学の命題は、市場とは神からの賜ではなく、人々が試行錯誤を経てつくりあげた歴史的産物であるとい

う認識と表裏一体である。このことは、たとえ私的所有権が確定されたとしても、「神のみえざる手」に導かれて市場が自動的に予定調和を実現するわけではなく、市場が不完備であるという否定しがたい現実のもとでは、取引主体が機会主義的行為を制御する手段を持たないときには、ソ連崩壊後のロシアにおける経済マフィアの跋扈を思い浮かべるまでもなく、ホッブスの万人の戦いのなかで市場が機能不全に陥る可能性があることを示唆している。

経済学の言葉で翻訳すれば、市場が不完備な環境における取引では逆選択やモラル・ハザードを回避するための手段を持たない経済主体は、市場を有効に利用できないばかりか淘汰の憂き目に遭うことにすらなる。バカラックは非協力ゲームが協力ゲームに転換するという観点から、「回避の手段」として①反復取引により囚人のジレンマからナッシュ均衡が実現されること、②機会主義的行為に対する制裁の存在、そして③協力を是とするモラルの存在をあげている。②と③については、近年の信頼や評判についての研究に依拠して¹⁾、ここでは②を公的制裁(formal sanction)の存在、そして③を社会的(またはコミュニティ的)制裁(informal sanction)の存在としよう²⁾。不完備な市場環境で取引活動をなそうとする経済主体＝商人にとっては、取引相手の機会主義を回避する手段をいかに利用または構築できるかが、彼らの経済活動の成否に深く係わってくる。

次に、今日の開発途上国では、都市を中心に市場が形成される傾向がみられる。このことから深刻化する農都間の経済格差への政策的処方箋のひとつとして、在来農村工業の育成が注目されている。そのためには、その製品をより広範な需要に結びつけること、すなわち都市消費地への販路の確保が不可欠となる。この農村と都市市場の連結という点に、商人の役割が位置づけられる。

このように考えるとき、本書で議論される在来的経済発展についての我が国の経験は、開発経済学にとって優れて今日的な課題となる。

2. 誰が商人となるのか

開発経済学でも、農村の経済活動を都市の市場に結びつける商人に注目する研究が多くなってきたが、実証研究は多様な結論を導き出している。ややシェーマテックに言えば、それらは次のふたつの仮説に分類できよう。①「インサイダー仮説」は、農村社会の内部から商人が生まれてくると主張する、とい

うのもインサイダーは、同じコミュニティの成員と取引することから取引相手についての情報が比較的完備となり、またコミュニティのもつ村八分・社会的信用の喪失などの社会的制裁が利用できる。さらに日常的接触から囚人のディレンマも解消されやすくなる。すなわち、インサイダーは「回避的手段」を利用しうる立場にあり、アウトサイダーはその立場にない。従って、農村での経済活動はインサイダーに利があることになる。②「アウトサイダー仮説」は、農民とは生得的に保守的であり、新たな販路を都市に求めるような革新者にはなれないとする。東南アジアの農村で流通を支配するのが華僑であるように、農村で市場を形成しうるのは都市の市場情報も知りうる立場にあるアウトサイダー、すなわち都市の経済主体である、とこの仮説は想定する。

この仮説に即して本書を読んでいこう。第一章では、全国的な市場形成を担った主体として伝統的集散地問屋や新興問屋などの生産地周辺の都市部に在住する卸売商人(アウトサイダー)が紹介されているが、彼らは農村生産者と直接取引をおこなっていない。それをなしたのはインサイダーである仲買商であり、その事例として所沢の細淵家の経済活動が第二章で議論される。

細淵家の「土地所有規模は中農のレベルを超えるものでは(p.76)」なく、幕末には「ほぼ毎日仕入れがおこなわれ、(細淵)常吉が市を介さずに直接農村へ出向いていた…仕入単位も零細で…生産者から直接に縞木綿を買い入れていた(p.81)」(引用文中の括弧内は評者)。また細淵家の販売先は、幕末には在方市の商人であったが、その主流は川越商人(都市商人)というよりはむしろ農村出身の商人であった(p.78)。この在方市の商人についての情報が本書にはないのは残念であるが、いずれにしても農村の生産者と直接取引をしていたのは農村出身の仲買商であり、インサイダーが在方市の商人に至るまでの流通経路のドミナントな主体となっていた。さらに、こうした農村出身の商人のなかから、南関東における集散地、それはまた都市卸売問屋の仕入地でもあった八王子や青梅に居を構える商人となる者も現れてくる。細淵家も、そのひとつであった。これに対して、集散地と都市卸売問屋を結ぶのが都市の商人(アウトサイダー)である買次(継)商であった。1920年代から1930年代には、所沢地方で「買継商は市間に店員を派して機業家廻りをなし、買い取るべき製品の相場数量を契約し…(p.345)」たことも

あったが、基本的には地方の集散地を結節点として、それまでの流通をインサイダー商人が、それ以降をアウトサイダー商人が担っていた。従って、基本的には、インサイダー仮説が妥当しているといえる。なお、インサイダー商人とアウトサイダー商人が接触する地方集散地における取引形態については議論が少ないが、農村と都市の結合という意味で市場形成を論じる以上は本格的な議論が欲しいところである。

東南アジアの華僑の例をあげるまでもなく、アウトサイダーが農民と直接取引する事例がみられる。では、本書の対象については、なぜアウトサイダーが農村生産者と直接取引をなさなかったのであろうか。本書では、この問いへの直接の言及はなされていないが、商人をキー・ワードとする以上は、掘り下げた分析が望まれる。

3. 機会主義的行為への対処

スポット取引でも、尺幅不足や粗悪な染料の使用による色落ちといった「粗製濫造(p.61)」、すなわち逆選択が問題となっており、また従来の取引慣行に従わない不正な取引をする「奸商(p.61)」も現れていた。なお、機会主義的行為についての具体的記述がほしいところである。こうしたなか、たとえば1851年の入間では、インサイダーである仲買商が「製品の尺幅の統一や、市での取引方法などの取り決めをおこなっていた(p.75)」ことが指摘されている。その内容について詳しくは述べられていないが、本書ではインサイダー商人が諸々の取引慣行を構築するために collective action をとったことが分かる。またインサイダーから織元が生まれて家内制問屋制度が成立するが、その問屋契約においても、「市場ノ名声ヲ失墜(p.369)」させる原因となる機会主義的行為に対して、織元の組織した入間・高麗織物組合では、尺幅を定めて「短尺トイタルモノハ故意ト過失トヲ問ワス全テ無賃トス(p.369)」という違反者処分の規約を設けている。武蔵野織物同業組合でも、県に申請して「請願巡查の配置をうけ、賃織りの「取締」を行わせ…緯糸の横領等の「弊害絶滅」に対して「頗る顕著」な効果をあげ(p.376)」ている。重要産物同業組合法との関わりも考慮すれば、こうした組合自体がかなり公権力に裏打ちされた制度であったといえる。インサイダーが請願巡查という公的制裁を利用できる環境にあったことは極めて興味深いことである。また加賀藩では藩の産業政策

のなかに織物が位置づけられ、品質管理をひとつの理由として判押人制度という、公権力が機会主義的行動を抑制する制度を構築していたことが指摘されている(p. 129)。

シャンパーニュの大市などについて歴史学者がみた商人による制裁制度の設定と同様の史実を本書から読み取ることが可能であろう³⁾。しかし農村を出自とする商人が制裁制度を構築しており、さらに政府がそれに係わっていたという事実は、公的制裁制度が機能しないことを前提として農村における市場形成を検討する多くの開発経済学者にとっては、いささか驚きである。こうした事実が、アウトサイダーではなくインサイダーが農村工業製品の市場を組織化したことを説明するためのヒントとなるかもしれない。なお、商人の築いた制度は脆い均衡解であり、政治や経済の変動により容易に崩れる。とすれば、徳川時代の安寧が商取引を統制する制度を育成させたとも考えられる。こうした事実を整理していただければ、開発経済学者にとっても有益な研究となる。

ところで本書を読む限り、社会的制裁の存在を窺わせる記述がない。たとえば信夫清三郎は、「…織屋が織元として小商品生産者を問屋的に支配し…かれらが…豪農たり名主・里正たる性格を持って…問屋制的な支配関係を必然的に農奴に対する領主支配とからみ合」わせたとしている⁴⁾。もし信夫の指摘するような環境で問屋契約が締結されていたならば、在来の社会関係を基盤とした社会的制裁を織元が利用して織子の機会主義的行動を抑制しうるのであろう。対象とした地域・織物の種類の差によるものであろうが本書と信夫の捉えた社会構造の大きな差異に、評者はいささかの戸惑いを覚えてしまう。谷本氏は、たとえば「農民層のあり方と問屋制家内工業の展開を関連させる視角は重要」としながらも「それが直接的に地主制自体に起因する問題であるかどうかは、検討の余地(p. 271)」ありという立場をとり、この問題への深入りを避けているようである。

では、何が織子の機会主義的行動を抑制したのであろうか。またインサイダー商人が公権力に頼り機会主義的行動を阻止しようとしたことは、「地主制論から相対的に独立した(p. 271)」立場をとるとき、何によって説明されるのであろうか。いずれにせよ近代経済学を拠り所とする評者が、日本経済史の研究について社会的制裁を含むコミュニティの役割についての記述がないというのは、まことに不思議な

ことである。近代経済学を基盤とする今日の開発経済学では、コミュニティの役割の検討が盛んとなっている。もし谷本氏を含む日本経済史家にコミュニティの役割を排除する傾向があるとすれば、もちろん日本経済史と開発経済学という共同体＝コミュニティとはズレがあることは承知しているものの、双方の研究の流れにまことに妙な交差が生じているように思えてならない。

4. 問屋契約の役割

経済発展の初期段階で、市場形成の主要な契約形態が問屋契約となることが知られている⁵⁾。本書の指摘も、その枠組みに沿っている。問屋制度は、関係的契約の一形態であり、垂直的統合とスポット取引の間に位置する。従って、問屋契約の成立に関しては、なぜスポット取引ではないのかとともに、なぜマニュファクチュア化ではないのかも併せて問う必要がある。

「織元の出自は仲買商(p. 218)」すなわちインサイダーであった。第六・七章では、入間の滝沢家についての詳細な検討から、問屋制家内工業の成立を検討している。滝沢家は、元々は在村の仲買商であったが、1880年代後半から出機業者(織元)となっている。こうした織元が、アウトサイダーである「所沢等の織物商、糸商によってではなく(p. 336)」インサイダーから生まれてきたことが強調されている。

出機経営＝問屋制家内工業の選択について、筆者は、「通説的には、…出機経営特有の農閑期「低賃金」労働力の利用と理解されてきた…(それは)大まかにいえば誤りではない(pp. 325-6)」としている。農閑期の低賃金に問屋制度普及の理由を求めるのはPollardやLandesの指摘するところであるが、この場合、都市における高賃金やギルド規制を嫌って低賃金労働力の残存する農村で問屋契約が展開したという史実を背景としている。我が国の手織物業はもともと在来であり、プロト工業化の議論には馴染まないであろう⁶⁾。また、賃金の季節変動を背景とした低賃金労働の利用というならスポット取引でも事足りる筈であり、問屋制度の選択理由とはならない。

滝沢家の扱う製品特性の多様性を指摘したうえで、小括(p. 336)において、出機経営は「製品集荷の面では現実性を増し」、「原料の統一は集荷する織物の品質の統一をもたらす」し、「先染織物においては…調達される製品の特性を決定する」ことになる指摘

されている。また「多様な織物を織元の販売方針通りに揃えることは、原料供給によって、あらかじめ集荷する織物の特性を決定しておかない限り、難しいのではないかとし、さらに注(p.349)で、「現在のところ筆者は、…商人が市場確保のために織物品質等の向上を目指すようになったことを、出機業採用の機転とみている」とあるが、これについては資料的裏付けがほとんどなく仮説にとどまるべきステートメントである。確かに第七章では、織物調達について「商機を逸する(p.370)」問題が指摘されており、スポット取引と比べて問屋契約における原料糸供給が製品確保のためになされていた可能性は指摘されているが、問屋契約の選択について必ずしも説得的な論証がなされていないように思える。また織元が、中核と周辺という差別化された織子を抱えていたことから、問屋制では生産調整が容易であることも指摘されている(pp.363-67)。これは集中作業場と比較したときの問屋制度の利点であろうが、当時の集中作業場では雇用調整がそれほど困難であったのであろうか。問屋制度の利点が、あるときはスポット取引そして別では集中作業場と比較されており、必ずしも統一がとれていないようである。評者の読みが浅いことが主たる理由であろうが、本書の記述から問屋契約が選択される理由を読みとることはできなかった。

ところで、都市商人と織元間では問屋契約は発生しておらず、むしろスポット取引が一般的であったようである。たとえば、所沢のある織元の「主たる販売方法は、所沢商人が派遣する手代への自家での売却」という「起業家からの直接買い付け活動=坪買(pp.294-5)」であり、それが盛んになったために織物市が閉鎖されたことが紹介されている。このことは超過需要を示唆しているが、ではなぜ調達を確実にするために都市商人は問屋契約を採用しなかったのであろうか。都市の市場情報を的確に把握できるのは都市商人であり、それに合わせた製品確保のためには、問屋契約は有効な制度となり得るはずである。エイジェント問題の処理が都市商人と機業家間では困難であったことが、ひとつの理由としてあげられよう。公権力の介入や商人の collective action が問屋契約における機会主義的行為の抑制に有効であったとの指摘がなされているが、都市商人が問屋契約を採用しえなかったことを考えれば、問屋契約を維持させた理由を他に求めざるを得ない。それは、筆者が取り敢えず避けたコミュニティの機能を含む

農村の社会階層に求める必要があるのではなかろうか。インサイダーが農村市場を組織化した事実は、それを雄弁に物語っているように思える。

最後の指摘を許していただきたい。市場形成はなにもスポット取引だけではなく、問屋契約を含む関係的契約によってもなされる。どのような契約形態で取引が最も効率的になされるかは、取引される財の特性に大きく依存する筈である。この観点からの分析がなされれば、問屋制家内工業の出現の説明も厚みを増すものと思える。それにしても、ここまで資料を丹念に整理して議論する筆者の執念には感服するしかない。このような日本経済史の研究が登場したことは、経済史研究者のみならず、開発経済を専攻する者にとっても大変に刺激的で幸福なことといわざるを得ない。なお、本書評で幾度か記述の不足を指摘したが、それは本書の問題点ではなく、むしろ日本の経験から多くを学んでいる開発経済学者の切なる需要と受け取っていただきたい。また門外漢が故的の外れな議論には、平身低頭するしかない。

注

1) たとえば、次を参照されたい。Klein, D. B. ed., (1997) *Reputation: Studies in the Voluntary Elicitation of Good Conduct*, University of Michigan Press, Michigan. および Kramer, R. M. and Tyler, T.R. (1996) *Trust in Organizations*, Sage Publications, California.

2) この区分けについては、次を参照されたい。Zuker, L.G. (1986) "Production of Trust: Institutional Sources of Economic Structure, 1840 to 1920," *Research in Organizational Behavior*, 8, 53-111. および Kandori, M. (1992) "Social Norms and Community Enforcement," *Review of Economic Studies*, 59(1): 63-80.

3) P. R. Milgrom, D. C. North, and B. R. Weingast (1990) "The Role of Institutions in the Revival of Trade: The Law Merchants, Private Judges, and the Champagne Fairs," *Economics and Politics*, 2 (March): 1-23.

4) 信夫清三郎『近代日本産業史序説』日本評論社1942年, p. 20.

5) たとえば、次を参照にされたい。Hayami, Y. ed., (1998) *Toward the Rural-Based Development of Commerce and Industry: Selected Experiences from East Asia*, *Economic Development Institute*, World Bank, Washington.

6) 都市-農村間でも問屋契約が採用された点については、序章の注20にある文献を参照のこと。

[大野昭彦]